

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認近畿地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8 件

国民年金関係 7 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年12月31日から49年1月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を同年1月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和55年1月31日から同年2月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のC社における資格喪失日に係る記録を同年2月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年12月31日から49年1月1日まで
② 昭和55年1月31日から同年2月1日まで

厚生年金保険の記録状況を年金事務所に確認したところ、申立期間①及び②の加入記録が無いとの回答を受けた。

申立期間①について、A社D支社に勤務していた時期であるが、当該期間も退職することなく継続して勤務していた。

申立期間②について、C社を昭和55年1月31日付けで退職したため、同社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は翌日の同年2月1日となるはずである。

申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、複数の元同僚の陳述から、申立人は、申立期間①においてA社D支社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社及び同社D支社に係る双方の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間①と同期間において、厚生年金保険に未加入となっている者が申立人を含め45人確認できるところ、当該45人のうち1人から提出された給料明細を見ると、申立期間①に係る厚生年金保険料を控除されていることが確認できる上、同社D支社に係る被保険者名簿の表紙には、昭和49年1月1日付けで、同支社が、A社から分離され新規に適用事業所となった旨が記されている。

さらに、申立期間①当時、A社の本社において社会保険事務を担当していたとする者は、「申立期間①当時、A社では、給与計算事務は各地の支局ではなく本社で行っていた。当社に在籍している限り、給与から厚生年金保険料を継続して控除していたので、申立人を含む前述の45人全員についても、保険料を控除していたはずである。」旨陳述している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間①において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、前述のとおり、A社D支社が厚生年金保険の適用事業所となった日は昭和49年1月1日であることから、申立人のA社における資格喪失日を同日とすることが妥当である。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和48年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、7万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料等が保存されていないため不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和49年1月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを48年12月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年12月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、雇用保険の記録及び複数の元同僚の陳述から、申立人は、申立期間②において、C社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立期間②当時、C社において社会保険事務を担当していたとする者は、「私が社会保険事務を担当していた当時、厚生年金保険の資格喪失日については、退職日の翌日ではなく、退職日を資格喪失日として届出していた。また、退職した月に係る厚生年金保険料は、その月の給与から必ず控除していた。申立人についても例外ではなく、申立期間②に係る厚生年金保険料は控除した

はずである。」旨陳述している。

さらに、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間②前後に被保険者記録が有り、資格喪失日が月末となっている複数の元同僚は、「退職した月の給与から厚生年金保険料が控除されていた。」旨陳述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のC社における昭和54年12月の社会保険事務所の記録から17万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、C社は既に解散している上、事業主も既に死亡しているため、当時の事情を聴取することはできないものの、事業主が資格喪失日を昭和55年2月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年1月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

近畿（京都）厚生年金 事案 15130

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和49年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年12月31日から49年1月1日まで
年金事務所から「第三者委員会によるあっせん事案における同僚へのお知らせ文書」が届き、A社C支社に勤務した期間のうち、申立期間の被保険者記録が無いことが判明した。夫は、申立期間も退職することなく継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び複数の元同僚の陳述から、申立人は、申立期間においてA社C支社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社及び同社C支社に係る双方の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間と同期間において、厚生年金保険に未加入となっている者が申立人を含め45人確認できるところ、当該45人のうち1人から提出された給料明細を見ると、申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていることが確認できる上、同社C支社に係る被保険者名簿の表紙には、昭和49年1月1日付けで、同支社が、A社から分離され新規に適用事業所となった旨が記されている。

さらに、申立期間当時、A社の本社において社会保険事務を担当していたと

する者は、「申立期間当時、A社では、給与計算事務は各地の支局ではなく本社で行っていた。当社に在籍している限り、給与から厚生年金保険料を継続して控除していたので、申立人を含む前述の45人全員についても、保険料を控除していたはずである。」旨陳述している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、前述のとおり、A社C支社が厚生年金保険の適用事業所となった日は昭和49年1月1日であることから、申立人のA社における資格喪失日を同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和48年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、8万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時の資料等が保存されていないため不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和49年1月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを48年12月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年12月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

近畿（大阪）国民年金 事案 6807（大阪国民年金事案 18 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 1 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 1 月から 61 年 3 月まで
昭和 57 年 1 月から外国籍の者も国民年金に加入できることを知り、同年 1 月に A 県 B 市 C 区役所で私が夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、その場で国民年金保険料を納付して以降、夫婦二人分の保険料を一緒に納付していた。当時は事業所を経営し、収入も安定していたので、夫婦共、滞りなく申立期間の保険料を納付したにもかかわらず、当該期間が未納とされていることは納得がいかない。

以上のことを年金記録確認大阪地方第三者委員会（当時。以下「大阪委員会」という。）に申し立てたが、記録の訂正は認められない旨の通知があった。

私たち夫婦が国民年金保険料の納付を開始した時期は昭和 57 年 1 月で間違い無く、申立期間の保険料は絶対に納付したので、当時の役所側の資料を調べてもらえばはっきりすると思う。

私たち夫婦は、当時、法改正により、外国籍の者も国民年金に加入できると聞き大変うれしく思った。この時の気持ちは今でも鮮明に覚えており、国民年金保険料を納付しないわけがない。具体的には、夫婦二人分の国民年金の加入手続は私が B 市 C 区役所で行い、その後の夫婦二人分の保険料も私が同区役所又は当時経営していた事業所に来ていた集金人に納付した。妻は私が保険料納付のために外出していたこと、及び集金人が来ていたことを記憶している。

新たな資料は無いが、再度調査及び審議の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 昭和 57 年 1 月の国民年金法改正により、申立人も、厚生年金保険加入期間(48 月)を通算して、300 月以上の加入期間になることが可能であれば、国民年金に加入することとなったが、申立人は当時 42 歳であり、厚生年金保険加入期間を通算しても、60 歳までに 300 月

の受給要件を満たすことができない年齢に達していたこと、ii) 当該制度の要件については、当時、区役所において、35歳以上の者へパンフレットを配布するとともに、要件を満たせない者の加入手続の受付を断る取扱いをしていたこと、iii) その後、61年4月の法改正により、外国籍の永住許可者は、56年12月以前の国民年金に加入できなかった期間が合算対象期間となり、申立人も受給要件を満たせることとなった上、申立人が所持する年金手帳は、61年11月頃に払い出されていることが記録上確認でき、この時点で国民年金保険料納付が開始されたと考えるのが相当であること、iv) 57年1月からの納付のためには、別の年金手帳の存在が必要となるが、そのような年金手帳の存在をうかがわせる事情は見当たらなかったことなどから、既に大阪委員会の決定に基づき、平成20年1月31日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たり、申立人は、「新たな資料は無いが、当時の役所側の資料を調べてもらえばはっきりすると思う。」と主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和61年11月10日に払い出されていることが確認でき、この場合、オンライン化後のため、社会保険事務所(当時)において、通常、紙台帳である国民年金被保険者台帳は作成しておらず、オンライン記録を見ても、申立人夫婦の「台帳保管庁」の欄は共に空白となっている上、B市C区も、国民年金被保険者名簿は全て廃棄済みとしている。

また、前述の申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期からすると、申立期間当時、申立人は国民年金に未加入であり、当該期間の国民年金保険料は、制度上、現年度納付することができず、申立期間のうち、一部の期間の保険料については、遡って過年度納付することが可能であるが、申立人から当該期間の保険料を遡って納付したとの主張は無い。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、現年度納付を主張しているが、申立人の主張のとおり保険料を納付するには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要となることから、改めて当該期間について、外国籍の者及びその他の者に係る国民年金手帳記号番号払出簿を視認により縦覧調査した上、オンライン記録により、当時の本名及び通称名を含む他の読み方による氏名検索を行ったが、申立人に当該期間の保険料を現年度納付することが可能となる別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

加えて、申立人は、「申立期間の国民年金保険料は絶対に納付していた。」と繰り返し主張しているものの、自らの主張を裏付ける新たな資料等の提出は無く、申立期間の国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

このほか、大阪委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

近畿（大阪）国民年金 事案 6808（大阪国民年金事案 19 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 1 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 1 月から 61 年 3 月まで

昭和 57 年 1 月から外国籍の者も国民年金に加入できることを知り、同年 1 月に A 県 B 市 C 区役所で夫が夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、その場で国民年金保険料を納付して以降、夫婦二人分の保険料を一緒に納付していた。当時は事業所を経営し、収入も安定していたので、夫婦共、滞りなく申立期間の保険料を納付したにもかかわらず、当該期間が未納とされていることは納得がいかない。

以上のことを年金記録確認大阪地方第三者委員会（当時。以下「大阪委員会」という。）に申し立てたが、記録の訂正は認められない旨の通知があった。

私たち夫婦が国民年金保険料の納付を開始した時期は昭和 57 年 1 月で間違い無く、申立期間の保険料は絶対に納付したので、当時の役所側の資料を調べてもらえばはっきりすると思う。

私たち夫婦は、当時、法改正により、外国籍の者も国民年金に加入できると聞き大変うれしく思った。この時の気持ちは今でも鮮明に覚えており、国民年金保険料を納付しないわけがない。具体的には、夫婦二人分の国民年金の加入手続は夫が B 市 C 区役所で行い、その後の夫婦二人分の保険料も夫が同区役所又は当時経営していた事業所に来ていた集金人に納付した。私は夫が保険料納付のために外出していたこと、及び集金人が来ていたことを記憶している。

新たな資料は無いが、再度調査及び審議の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 昭和 57 年 1 月の国民年金法改正により、申立人も、300 月以上の加入期間になることが可能であれば、国民年金に加入することとなったが、申立人は当時 41 歳であり、60 歳までに 300 月の

受給要件を満たすことができない年齢に達していたこと、ii) 当該制度の要件については、当時、区役所において、35歳以上の者へパンフレットを配布するとともに、要件を満たせない者の加入手続の受付を断る取扱いをしていたこと、iii) その後、61年4月の法改正により、外国籍の永住許可者は、56年12月以前の国民年金に加入できなかった期間が合算対象期間となり、申立人も受給要件を満たせることとなった上、申立人が所持する年金手帳は、61年11月頃に払い出されていることが記録上確認でき、この時点で国民年金保険料納付が開始されたと考えるのが相当であること、iv) 57年1月からの納付のためには、別の年金手帳の存在が必要となるが、そのような年金手帳の存在をうかがわせる事情は見当たらなかったことなどから、既に大阪委員会の決定に基づき、平成20年1月31日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たり、申立人は、「新たな資料は無いが、当時の役所側の資料を調べてもらえばはっきりすると思う。」と主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和61年11月10日に払い出されていることが確認でき、この場合、オンライン化後のため、社会保険事務所(当時)において、通常、紙台帳である国民年金被保険者台帳は作成しておらず、オンライン記録を見ても、申立人夫婦の「台帳保管庁」の欄は共に空白となっている上、B市C区も、国民年金被保険者名簿は全て廃棄済みとしている。

また、前述の申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期からすると、申立期間当時、申立人は国民年金に未加入であり、当該期間の国民年金保険料は、制度上、現年度納付することができず、申立期間のうち、一部の期間の保険料については、遡って過年度納付することが可能であるが、申立人から当該期間の保険料を遡って納付したとの主張は無い。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、現年度納付を主張しているが、申立人の主張のとおり保険料を納付するには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要となることから、改めて当該期間について、外国籍の者及びその他の者に係る国民年金手帳記号番号払出簿を視認により縦覧調査した上、オンライン記録により、当時の本名及び通称名を含む他の読み方による氏名検索を行ったが、申立人に当該期間の保険料を現年度納付することが可能となる別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

加えて、申立人は、「申立期間の国民年金保険料は絶対に納付していた。」と繰り返し主張しているものの、自らの主張を裏付ける新たな資料等の提出は無く、申立期間の国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

このほか、大阪委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、昭和55年1月から60年3月までの期間、同年10月から平成3年3月までの期間及び同年5月から4年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

なお、申立期間のうち、平成3年4月の国民年金保険料については、納付記録を訂正する必要はない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年1月から60年3月まで
② 昭和60年10月から平成4年1月まで

国民年金の加入手続について、妻は、婚姻（昭和60年10月）後に、A組織のB氏に妻自身の加入手続を行ったことを記憶している。私の国民年金の加入手続については、私が会社を退職後の昭和55年1月頃に、母が、妻と同様、同氏に行ったはずである。

婚姻前の申立期間①の国民年金保険料については、母が、自宅に来ていたB氏に、毎月、納付してくれていたはずである。

婚姻後の申立期間②の国民年金保険料については、妻が、自宅に来ていたB氏に、毎月、夫婦二人分を納付してくれていた。

私たち夫婦が住む地域は、申立期間①及び②当時、同じ地域で互いの行事の手伝いなどを行っており、B氏が集金に来て納付せぬにいられるはずがない。同氏は既に亡くなっているが、同氏のご子息は、私たち夫婦の国民年金保険料を同氏が集金していたことを証言すると言っている。

申立期間①及び②の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人に係るC県D市の国民年金被保険者名簿によると、「適用特別対策分 60. 9. 18」と押印されていることが確認できるところ、当該押印について、同市は、「適用特別対策分とは職権適用のことである。」旨

回答していることから、申立人の国民年金手帳記号番号は、同市において昭和60年9月に職権により払い出されたことが推認でき、当該手帳記号番号払出時点において、申立期間①のうち、55年1月から58年6月までの国民年金保険料については時効により納付することができない。

また、申立人は国民年金の加入手続及び申立期間①の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行っていたとする申立人の母親からも陳述を得ることができないことから、申立人の加入手続及び当該期間の保険料の納付について具体的な状況を確認することはできない。

申立期間②について、申立人夫婦の国民年金保険料の納付を行っていたとする申立人の妻は、「婚姻後の国民年金保険料は、自宅に来ていたA組織のB氏に、毎月、夫婦二人分を納付していた。」旨主張しているが、申立人の妻に係るD市の国民年金被保険者名簿によると、「適用特別対策分」と押印され、受付年月欄の年の欄には「4」、月の欄には「1」と記載されていることが確認できることから、当該記載について、同市は、「職権適用における受付年月欄については、当市において国民年金手帳記号番号を払い出した年月を示している。」旨回答していることから、申立人の妻の国民年金手帳記号番号は、同市において平成4年1月に職権により払い出されたことが推認でき、当該手帳記号番号が払い出されるまでは、申立人の妻に係る当該期間は国民年金に未加入の期間であったことから、申立期間②のうち、昭和60年10月から平成3年3月までの期間については、夫婦二人分の保険料を集金人に納付することはできず、申立人の妻の主張とは符合しない上、同年5月から4年1月までの期間については、当該手帳記号番号が払い出された同年1月以降、同年4月末日までに、夫婦二人分の保険料を現年度納付することは可能であるが、申立人の妻は、「手帳記号番号が平成4年1月に払い出された記録は間違っており、遡って保険料を納付した記憶は無い。」旨主張しており、申立期間②の保険料の納付に係る具体的な状況を確認することはできなかった。

また、申立人の妻は、申立期間①及び②の国民年金保険料を集金していたB氏について、既に亡くなっているとしており、その子息は、「母は、申立人宅へ集金に行っていたと思うが、仕事のことを余り話す人ではなかったので、申立人宅において集金した保険料額及び未納であったことなどを聞いた記憶は無い。また、私は保険料の集金に直接関与していなかったため、誰の保険料を集金していたかまでは知らない。」旨陳述しており、当該期間の保険料納付に関する具体的な陳述を得ることはできなかった。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人と同姓同名の者に対し国民年金手帳記号番号がD市において昭和54年に払い出されていることが確認でき、当該手帳記号番号に係る同市の昭和53年度の国民年金保険料検認一覧表によると、生年月日が申立人の生年月日と一致していることが確認できるが、当該手帳記号番号について、同市の国民年金被保険者名簿、同年度以外

の検認一覧表、特殊台帳及びオンライン記録は見当たらず、被保険者の住所地及び納付記録等を確認することはできない上、手帳記号番号払出簿には、当該手帳記号番号は「取消」と押印されており、当該手帳記号番号払出時点において、申立人は厚生年金保険の被保険者であり、当該手帳記号番号が申立人に対して払い出されたものと判断することはできない。

加えて、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによりD市における手帳記号番号の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立期間①及び②（平成3年4月を除く。）は合わせて11年6か月に及んでおり、これほど長期間にわたって国民年金保険料の収納及び記録管理における事務過誤が繰り返されたとも考え難い上、申立人夫婦から当該期間の保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間のうち、昭和55年1月から60年3月までの期間、同年10月から平成3年3月までの期間及び同年5月から4年1月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

なお、申立期間のうち、平成3年4月の国民年金保険料については、オンライン記録において納付済みとされていることから、納付記録を訂正する必要はない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年1月から平成4年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年1月から平成4年1月まで

婚姻（昭和60年10月）後の昭和60年11月頃に、A組織のB氏が、「C県D市役所から届いた。」と言って、国民年金保険料納付書を持って自宅まで来たので、同氏に国民年金の加入手続を行った。

申立期間の国民年金保険料については、私が、自宅に来ていたB氏に、毎月、夫婦二人分を納付していた。

私たち夫婦が住む地域は、申立期間当時、同じ地域で互いの行事の手伝いなどを行っており、B氏が集金に来て納付せずにいられるはずがない。同氏は既に亡くなっているが、同氏のご子息は、私たち夫婦の国民年金保険料を同氏が集金していたことを証言すると言ってくれている。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係るD市の国民年金被保険者名簿によると、「適用特別対策分」と押印され、受付年月欄の年の欄には「4」、月の欄には「1」と記載されていることが確認できる。当該押印及び記載について、同市は、「適用特別対策分とは職権適用のことである。また、職権適用における受付年月欄については、当市において国民年金手帳記号番号を払い出した年月を示している。」旨回答していることから、申立人の手帳記号番号は、同市において平成4年1月に職権により払い出されたことが推認でき、昭和60年11月頃に国民年金の加入手続を行ったとする申立人の主張とは符合しない上、当該手帳記号番号払出時点において、申立期間のうち、同年1月から平成元年11月までの国民年金保険料は、時効により納付することができない。

また、申立人は、「婚姻後の国民年金保険料は、自宅に来ていたA組織のB

氏に、毎月、夫婦二人分を納付していた。」旨主張しているが、平成4年1月に申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されるまでは、申立人に係る申立期間は国民年金に未加入の期間であったことから、当該期間のうち、昭和60年1月から平成3年3月までの期間については、夫婦二人分の国民年金保険料を集金人に納付することはできず、申立人の主張とは符合しない上、同年4月から4年1月までの期間については、当該手帳記号番号が払い出された同年1月以降、同年4月末日までに、夫婦二人分の保険料を現年度納付することは可能であるが、申立人は、「手帳記号番号が平成4年1月に払い出された記録は間違っており、遡って保険料を納付した記憶は無い。」旨主張しており、申立期間の保険料の納付に係る具体的な状況を確認することはできなかった。

さらに、申立人の主張どおり、昭和60年11月頃に国民年金の加入手続きを行った場合は、当該加入手続時点において、申立期間のうち、同年1月から同年3月までの国民年金保険料は過年度納付、同年4月から同年10月までの保険料は、当該加入手続以降に遡って現年度納付することが必要となるが、申立人は、婚姻後の保険料は、B氏に、毎月、夫婦二人分を納付していたと主張するのみであり、申立人から遡及納付をうかがわせる陳述を得ることはできず、申立期間のうち、同年1月から同年10月までの保険料の納付に係る具体的な状況を確認することはできない。

加えて、申立人は、申立期間の国民年金保険料を集金していたB氏について、既に亡くなっているとしており、その子息は、「母は、申立人宅へ集金に行っていたと思うが、仕事のことを余り話す人ではなかったので、申立人宅において集金した保険料額及び未納であったことなどを聞いた記憶は無い。また、私は保険料の集金に直接関与していなかったため、誰の保険料を集金していたかまでは知らない。」旨陳述しており、当該期間の保険料納付に関する具体的な陳述を得ることはできなかった。

また、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによりD市における手帳記号番号の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立期間は7年1か月に及んでおり、これほど長期間にわたって国民年金保険料の収納及び記録管理における事務過誤が繰り返されたとも考え難く、申立人夫婦から当該期間の保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

近畿（兵庫）国民年金 事案 6811

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年2月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年2月から52年3月まで

私は、昭和43年に結婚した時、夫は既に国民年金に加入していたので、夫の国民年金保険料は、結婚後、私が定期的に自宅兼事業所に来ていた集金人に納付していた。私は、昭和44年2月頃に、当該集金人から国民年金の加入を勧められたので、当該集金人を通じて加入したことは間違いない。

私の国民年金の加入手続後の国民年金保険料は、私が夫の保険料と一緒に集金人に納付していた。納付すると、集金人が国民年金手帳に領収印を押し、いつからかは不明であるが領収書をもらうようになったことを覚えているものの、当該手帳及び領収書等は被災した家から探し出せなかったので残っていない。

私の国民年金の加入手続について、A年金事務所は、昭和52年8月に行っているとしているが、当時は子を出産し、子育てを手伝ってもらう予定の義母が体調を崩したため、5歳及び3歳の子の世話も一人でしなければならず大変な日々が続き、国民年金の加入手続等ができるような状況ではなかったことから、当該加入手続年月は間違っているはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和44年2月頃に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は、自宅兼事業所に来ていた集金人に納付していた。」と主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、B県C市において昭和52年8月に払い出されており、申立人の手帳記号番号の前後の任意加入被保険者に係る記録から、申立人に係る国民年金の加入手続は同年7月に行われたものと推認できることから、申立人が主張する

加入手続時期とは符合しない上、当該加入手続を行うまで、申立期間は、国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を現年度納付することはできない。

また、前述の国民年金の加入手続時期からみて、申立期間のうち、昭和 50 年 4 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料を過年度納付することは可能であるが、申立人は、「申立期間の国民年金保険料を、遡ってや、まとめて納付したことは無い。」と主張しており、過年度納付をうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地（C 市）における国民年金手帳記号番号払出簿の視認による縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立期間は 8 年 2 か月に及んでおり、これほど長期間にわたって国民年金保険料の収納及び記録管理における事務過誤が繰り返されたとも考え難い。

このほか、申立人から申立期間の国民年金保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

近畿（兵庫）国民年金 事案 6812

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年7月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年7月から63年3月まで

私は、申立期間当時、大学生であったが、母が、私の国民年金の加入手続きを行い、当該期間の国民年金保険料を納付してくれていた。

はっきりとした時期までは覚えていないが、大学を卒業後、年金記録問題が起こる前に、母から、私が20歳になった頃に国民年金の加入を勧める通知が届いたので加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたこと、弟の保険料についても、20歳になった時から納付していたことを聞いていたことから、申立期間の保険料が納付済みとされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の基礎年金番号は、平成9年1月1日時点で加入していた厚生年金保険の記号番号により、同日付けで付番されており、当該基礎年金番号で管理されている年金記録において、最初の国民年金被保険者資格取得日は25年11月15日であり、当該取得日前の国民年金被保険者記録は確認できないことから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要になるところ、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地であるA県B市における当該期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿の視認による縦覧調査を行ったが、申立人に手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続き及び申立期間の国民年金保険料の納

付に直接関与しておらず、これらを行っていたとする申立人の母親は、「どこから送付があったかまでは分からないが、長男（申立人）が20歳になった頃に国民年金の加入を勧める通知が届いたので、B市役所において加入手続きを行ったと思う。」旨陳述しているところ、B市は、「当市では、昭和59年当時、20歳到達者に対し、個別に国民年金の加入勧奨は行っていなかったと思われる。」旨回答し、日本年金機構Cブロック本部D事務センターも、「E社会保険事務所（当時）では、昭和59年当時、20歳到達者に対する国民年金の加入勧奨を実施していなかった。」旨回答しており、申立人の加入手続きに係る状況を確認することができない上、申立人の母親は、申立人及びその弟に係る国民年金保険料を納付したことを記憶していると主張するものの、納付方法及び保険料額等に関する具体的な記憶は無いとしており、申立人の申立期間の保険料の納付に係る具体的な状況を確認することはできなかった。

加えて、申立期間は3年9か月に及んでおり、長期間にわたって国民年金保険料の収納及び記録管理における事務過誤が繰り返されたとも考え難い上、申立人及びその母親から当該期間の保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年1月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年1月から59年3月まで

私は、国民年金の加入手続のことについては、はっきりとは覚えていないが、学校を卒業し、昭和59年4月にA県B町（現在は、A県C町）の実家に戻った後に、実家に来ていた集金人から、申立期間の国民年金保険料も納付したほうが良いと勧められた。

その後、昭和59年4月からの国民年金保険料を納付する際に、併せて申立期間の保険料も1か月分ずつ、毎月、当該集金人に納付した。

昭和59年4月からの国民年金保険料の領収証書については、集金人が翌月の集金に来た時に持ってきてくれたが、申立期間の保険料の領収証書については、私が保険料を納付した際に集金人がノートのようなものにチェックするだけで、領収証書はもらえなかった。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「B町において、昭和59年4月からの国民年金保険料を納付する際に、併せて（その直前までの期間である）申立期間の保険料も1か月分ずつ、毎月、集金人に納付した。」旨主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和59年8月30日にB町において払い出されていることが確認でき、当該払出時期からみて、申立期間の国民年金保険料を過年度納付することが可能であるが、過年度保険料は、通常、国庫金の納付書を用いて金融機関等において納付する取扱いである上、C町は、「当時のB町において、集金人による過年度保険料の収納及び預かり納付（便宜上、集金人が一旦保険料を預かり、代理で金融機関において納付すること。）は行っていなかった。」旨回答しているなど、申立人の主張どおりの納

付をうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、「当時の集金人は既に亡くなっている。」と陳述しており、当該集金人から陳述を得ることができず、申立人に係る当時の国民年金保険料の集金についての詳細を確認することはできない。

さらに、申立期間の国民年金保険料について、申立人の主張どおりの納付方法であれば納付回数は15回となるが、これだけの回数にわたって保険料の収納及び記録管理における事務過誤が繰り返されたとは考え難い上、B町の国民年金被保険者名簿及び国民年金被保険者記録を見ても、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる記載は確認できない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無い上、申立人から当該期間の保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

近畿（和歌山）厚生年金 事案 15131

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 8 月
② 平成 16 年 2 月
③ 平成 16 年 8 月

元同僚の賞与支払に関する年金記録を訂正することになった旨の通知が年金事務所から届き、A社に勤務した期間のうち、申立期間①、②及び③に係る賞与の記録が無いことが分かった。当該期間に賞与が支給されていたと思うので、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に勤務した期間のうち、申立期間①、②及び③において、事業主から賞与の支払を受けていたと申し立てている。

しかしながら、A社は、平成 21 年に解散し、23 年に清算終了しており、同社の元代表清算人は、申立期間当時の貸金台帳等は無く、事情は不明と回答しているものの、一方で、同人から提出された、i) 申立期間③に当たる 2004 年（平成 16 年）7 月分半期インセンティブ支給金額データ、ii) 平成 20 年 5 月 30 日から同年 10 月 17 日までに、申立期間①、②及び③に係る賞与支給対象者全員に対して、当該賞与に係る社会保険料控除額の合計額を給与口座に返金したとする資料（以下「返金資料」という。）を見ると、申立人に係る申立期間③の半期インセンティブ欄には「対象外」と記されており、また、返金資料の申立人の振込金額欄には何も記されておらず、これらのことから判断すると、申立人について、申立期間に係る賞与が支給されていたとは認められない。

また、A社が加入していたB健康保険組合から提出された申立人に係る加入記録において、申立期間に係る賞与の記録は無い。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。